

受付印
令和 年 月 日 検算 申告入力 異動 法人番号 申告年月日  
東京都 都税事務所長 支庁長 1.通常 2.強制

所在地	(本都が支店等の場合は本店所在地と併記)	事業種目	
(ふりがな)	(電話)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	(兆 十億 百万 千 円)
法人名		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
(ふりがな)	(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額	
代表者氏名	経理責任者氏名		

令和 年 月 日 から令和 年 月 日 までの事業年度又はの都民税の予定申告書  
 連続事業年度分 特別法人事業税 ※

事業税			都民税		
前事業年度の事業税額 (54の金額)	⑧	兆 十億 百万 千 円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (53の金額)	①	兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業			予定申告税額 (1× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	②	兆 十億 百万 千 円
所得割額 (55 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑨	兆 十億 百万 千 円	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	兆 十億 百万 千 円
付加価値割額 (56 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑩	兆 十億 百万 千 円	この申告により納付すべき法人税割額 (2-3)	④	兆 十億 百万 千 円
資本割額 (57 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑪	兆 十億 百万 千 円	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			円 × $\frac{5}{12}$	⑥	兆 十億 百万 千 円
収入割額 (58 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑫	兆 十億 百万 千 円	この申告により納付すべき都民税額 (4+6)	⑦	兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			この申告の期間		兆 十億 百万 千 円
所得割額 (59 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑬	兆 十億 百万 千 円	前事業年度又は前連結事業年度の期間		兆 十億 百万 千 円
付加価値割額 (60 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑭	兆 十億 百万 千 円	通算親法人の事業年度の期間		兆 十億 百万 千 円
資本割額 (61 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑮	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円
収入割額 (62 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑯	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (69の金額)	⑰	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円
特別法人事業税額 (17 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑱	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円
予定申告税額 (9+10+11+12+13+14+15+16+18)	⑲	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (19-20)	㉑	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円

備考

関与税理士名 (電話)

第六号の三様式(その2)(提出用)(令和四年改正)